

取扱区分：公開

令和6年第1回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和6年1月25日（木）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和6年第1回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第1回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和6年1月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和6年1月25日（木） 午後4時26分

3 出席委員（12人） ※番号は議席番号 ※欠員（2人）

2番 爪川 博夫	3番 野口 勇	4番 萩原 和夫	5番 常見 淳
6番 竹内 幸男	7番 杉崎 國昭	8番 山本 寿一	9番 佐野 景子
10番 吉岡 政広	11番 山口 実	13番 高橋 建一	14番 本橋 トシエ

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟	（平野）塚本 精一	（蓮田）増田 雅暢
（蓮田）原田 順一	（黒浜）小澤 はつ江	（黒浜）新井 仁

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第6号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 5 農地法第18条の合意解約申請について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和6年第1回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和5年12月25日に開催いたしました令和5年第13回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠員2名、その他、欠席の委員は無く、出席をいただいておりますので、出席委員は14名中12名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第6号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

初めに、議案書の表紙をめくっていただきまして議案書の1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に、議案第1号の番号1から番号8につきましては、すべて関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

●●●●●●は申請地の南側に事業展開し、ネギを主体にやっておりますが、その規模拡大のためだと思います。

現地は耕作状態になっておりました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1から番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、番号1から番号8につきましては、承認することといたします。
次に議案書2ページ、議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) ― 議案第2号、議案書朗読 ―

(議長)

初めに議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

議案1号と同じ場所です。

●●●●●●が規模拡張のため、借り受けるものだと思います。●●●●●●はすぐ近くに本社がございます。●●の●●地区に、ここと同じような圃場を持っており、問題ないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

特にございません。

(議長)

議案第2号、番号1につきましては、ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書3ページ、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) ― 議案第3号、議案書朗読 ―

(議 長)

次に議案第 3 号、番号 1 につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

3 条の許可申請に至った経緯としましては、渡人の話によると、5 年ほど前まで野菜を栽培していましたが、近年は草刈りだけを施し保全管理状態が続いている農地で、どうにかしたいと思われていたそうです。ちょうどその時に、隣地でハクサイやダイコン、ネギなどを栽培している方が農地を譲ってほしいというお話があり、不動産屋を通して話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

受人は、渡人と同じ地域から市外へ嫁いだ方で、よく知っているため安心されているそうです。

申請地はきれいに草刈りをされており、少し伐採をした小枝はありますが、問題ないと思われます。また、許可要件も満たしていると思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

3 条の補足説明資料の 1 ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、1 月 1 0 日に耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が 1 8 0 日以上、ご主人が 1 8 0 日以上ということで、年間 1 5 0 日以上の耕作を確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第 3 号の番号 1 につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人にお話を伺いました。渡人の実の弟さんにあたり、以前からこの土地を耕作していたということです。お兄様が現在住んでいる所は●●●となり、なかなか畑の方まで来られないということで、申請に至ったとのことでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、1月10日に耕作されていることを確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が150日以上、奥様が30日以上ということで、年間150日以上耕作を確認しております。

地域との調和要件について、現況、取得後の計画ともに畑となっております。

備考欄について、委員さんの話にもあったとおり、借受地として元々耕作していた場所の取得となります。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書4ページ、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきましては、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

補足説明資料の４・５条関係の２、３ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地になります。

申請地は、●●●●地内、●●●●●の南西約５５０ｍ、●●●●●の北約４８０ｍの場所に位置します、第２種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ１０ヘクタール未満の農地)です。

申請目的は、住宅敷地（自己用住宅）の追認になります。

昭和４５年以前より宅地として利用をしていたが、地目が畑のままであり、現在の住宅●●●●－●（宅地）と●●●●－●を利用して建っており、現況に合わせるよう申請するものとなっております。

資金計画については、追認のため費用はありません。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は浄化槽処理後道路側溝に排水となります。

１１月６日に現地確認をしております。宅地●●●●－●（●●●●●㎡）と一体利用となります。

（議 長）

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委 員）

●●●●－●は畑ですが建物が建っており、このままでもよいと思いますが、しいて地目を畑から宅地に変えようという申請だと理解してよろしいですか。

（事務局）

補足説明資料の３ページの地図をご覧くださいと、申請地が●●●●－●で、その隣に●●●●－●の宅地があり、ここをまたぐような形で住宅が建っています。宅地部分については地目変更されているのですが、申請地部分については畑のまま住宅が建っているということで、現況に合わせるため申請をされました。

昭和４５年以前の建物なので、農地転用の手続きをせずに住宅を建て、現在に至ってしまっているものを是正するということで、農地転用の申請が出ています。

（議 長）

他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。

ここからは、議案書5ページ、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第5号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

筆は3筆に分かれていますが、おそらく業者が一体で買収したと思われます。区画割がされ、分譲地的な状態になっています。

譲受人のお父様と面会したところ、今度、息子さんが隣に住むということで喜んでいました。お父様の家は、赤く塗った角の●●●—●です。

申請理由は、資料のとおりです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料4・5条関係、4、5ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、除外証明が添付されております。

申請者欄の譲渡人についてです。議案書の方には、●●●●さんと、●●●●相続財産という形で記載させていただきましたが、●●●●さんは亡くなられており、相続人であるお二人の方から申請が出てきております。●●●●相続財産については、現在、相続財産管理人の弁護士の方がついており、この弁護士の方からの申請になります。

申請地の概要については、委員さんのお話のとおりです。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透枳を設置敷地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後、道路側溝に排水となります。

12月4日、現地確認をしております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号2につきましては、事務局から説明をいたします。

(事務局)

補足説明資料の6、7ページをご覧ください。

場所は、農業振興地域外の農地となります。

大字●●地内、●●●●の南約250m、●●●●の南東約530mの場所に位置します。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

申請目的は、駐車場です。

申請理由としては、現況経営している共同住宅入居者より駐車場を確保して欲しいと願いがあり、駅からも離れているため、管理用の駐車スペースも必要と考え土地をさがしました。近隣に空き地があり打診したところ、申請地所有者は遠方に居住し管理もままならないということで、駐車場として購入することで合意した、ということです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内処理、汚水・雑排水はなしとなります。

1月10日、現地確認をしております。

(議長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

土地購入費は当事者間で決めるものですが、坪単価が●●●円くらいになるようです。理由が分かれば教えてください。

また、造成費があがっていません。想像したのですが、共同住宅の駐車場は●●●ー●●●で、ここだけだと駐車スペースが足りないということで、申請地を増設するのではないかと

思います。共同住宅の経営者である譲受人が、●●には住んでいますが、共同住宅の管理が
てら申請地の管理をしてきたため、安い坪単価で売るようにしたのでしょうか。

土地の値段や、造成費、今まで譲渡人の農地を譲受人が管理してきたのかどうか、分かり
ましたらお答えいただければ助かります。

(事務局)

まず、金額について、どういう経緯でこの金額になったかは確認できていないのですが、
一応、売買契約書の写しが付いており、こちらの金額通りとなっております。

造成費がないということについては、造成を行わず、このまま駐車ができるということで、
造成費が0になっております。

理由書には、譲受人から駐車場として使いたいとお話しをして、はじめは貸すと考えてい
たようですが、今後、農地の管理ができないため、売買ということで合意されたと聞いてお
ります。今までの管理がどうだったかについては、確認できておりません。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号3と番号4につきましては、関連がございますので、併わせまして
担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

市街化区域に近接します市街化調整区域で、農業振興地域外の農地で、第2種農地という
ことになります。

渡人にお話しを伺ったところ、昔は稲作地でしたが深い田であったため、機械化になっ
てからは耕作できなくなってしまう、埋め立てて田畑転換を行った農地とのことです。ここ一
体は同じような扱いの農地となります。この土地は栗畑として利用していましたが、3年
ほど前に伐採し、生産性のない草刈りばかりの管理状態が続いておりました。また、ご本人
も高齢となり、体調も優れないため、どうにかしたいというお考えを持っていたようです。

そんな時に、太陽光発電を手掛けている業者の方からの話があり、交渉の結果、売買に至ったとのこと。現在、申請地は、栗の木を伐採した切り株が残っておりますが、きれいに草刈りがされ畑地の状態となっており、事前着工もなく違反等もないと思われます。また、今回の申請地に隣接する土地をはじめ、この南側一体は、多くの太陽光発電設備がすでに設置しており、残る農地もほとんどが不耕作地でございます。今回、新たに太陽光発電設備が設置されましても、周辺地域の営農に支障はないものと思われます。

次に番号4ですが、案内図11ページをご覧ください。

こちら市街化区域に隣接する市街化調整区域、農業振興地域外の農地で、農地性は第2種農地となります。

渡人のお話を伺ったところ、以前は陸田として稲作をしておりましたが、やはりここも最近草刈りばかりをしており、ご本人も高齢となり管理ができないというところに業者さんからの話があり、売買に至ったとのこと。

申請地はきれいに草刈りされており、畑の状態です。事前着工もなく、違反等もないと思われます。ただ、こちらの申請地の西側と南西側が住宅地になっておりますので、パネルの反射光の影響が懸念されるところですが、今回、新たに太陽光発電設備が設置されても、営農には影響がないと思われます。

(議長)

ありがとうございます。事務局の方で補足説明がございましたらお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料8、10ページをご覧ください。

番号3、4については、委員さんのお話のとおりとなります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなっております。

1月10日、現地確認済みです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号3と番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号3と番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案書6ページ、議案第5号、番号5につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現場はきれいに管理され、畑になっております。

譲受人は譲渡人の娘さんで、●●●内に住んでおり、実家の近くに住みたいと父親に相談したところ、周りに耕作している所もないしよいのではないかとということで、今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料12ページをご覧ください。

場所は、農業振興地域内ですが、除外証明の添付を確認しております。

申請地の概要については、委員さんのお話のとおりです。

申請地の農地性については、第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)となります。

申請目的は、農家分家の住宅敷地ということになります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透枡を設置敷地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後、道路側溝に排水となります。

12月4日に現地確認をしております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号6につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

― 所在地についての説明 ―

譲渡人に話を伺ったところ、●●●●は、工場の道路反対側を従業員の駐車場として使っていましたが、手狭になったため他の用地を探していたところ、譲渡人の土地が最適だとし、不動産屋さんを通して今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人の工場長から話を伺ったところ、この工場は、県内●●●●からの中古車整備修理業務を全般に行っているということです。現在、新車の納品が遅れた影響もあり、中古車の方に人気があるため、修理の車の駐車スペースが必要となり、今回の申請に至ったとのことでした。申請地には、車約●●台の駐車を見込んでいるということです。

申請地は適正に管理されており、事前着工もなく問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 14 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地となります。

農地性については、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)となります。

申請理由については、委員さんのお話のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透枳設置、汚水・雑排水はなしとなります。

1月10日に現地確認をしております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号6につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号7につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

譲渡人にお話しを伺ったところ、譲受人は譲渡人の長男で、現在、賃貸アパートに住んでいますが、申請理由にもあるとおり、お子さんも生まれ手狭になり、色々な物件を探した中で、実家から近いこの場所に決まったとのことでした。

申請地は、苗木が植えてありますが、事前着工もなく特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域内の農地ですが、除外証明の添付を確認しております。

農地性については、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)となります。

申請理由は、先ほどお話のあったとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透枳を設置敷地内処理、汚水・雑排水は前面道路雑排水管に接続排水となります。

1月10日に現地確認をしております。宅地●●●—●(●●●●㎡)と一体利用となります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

一体利用の宅地(●●●—●)の所有者はお父様ですか。それとも第三者の土地ですか。

(事務局)

宅地部分の所有者は、申請者のお父様の兄弟で、使用貸借ということで借り受けることになります。

(委 員)

お父様のご兄弟が宅地を持っていて、その一部を無償で借りるということになるのですね。

(事務局)

はい。そうなります。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号7につきましては、承認することといたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案書7ページ、議案第6号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第6号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第6号、議案書朗読 —

蓮田市みどり環境課から生産緑地(市街化農地)の買取りについて、あっせんしてほしいとの依頼がありました。

詳細は議案書のとおりですので、次回(2月)農業委員会総会時までに購入されたい方があれば、あっせんしていただけますよう、御多忙のところ誠に恐縮ですがよろしくお願い申し上げます。

補足説明資料の生産緑地関係も併せて、よろしくお願いいたします。

(議 長)

ただ今の事務局からの説明等につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第6号、番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を積極的に行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第6号、番号1につきましては、あっせん活動を積極的に行うことといたします。

次に、議案書8ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —